

副 本

令和7年 第12回 吉川市教育委員会会議録

令和7年12月23日 (火)

吉川市教育委員会告示第12号

令和7年第12回吉川市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年12月16日

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

- 1 日時 令和7年12月23日（火）午後3時から
- 2 場所 市役所304会議室
- 3 報告事項
報告第1号 令和8年度就学予定者の学校選択等による指定校の決定について
- 4 付議案件
第34号議案 吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

開会の日時	令和7年12月23日 午後3時
閉会の日時	令和7年12月23日 午後3時21分
会議開催の場所	市役所304会議室
教育長	清水 孝二
教育長職務代理者	荒井 一美
会議に出席した委員の氏名	
席順	1 清水 孝二 2 荒井 一美 3 小林 照男 4 岡田 早代子 5 塩入 英明
会議に欠席した委員の氏名	
説明のため会議に出席した者の職・氏名	
教育部長	岡崎 久詩
副部長兼学校教育課長	野見山 伸一
教育総務課長	大瀧 和寛
生涯学習課長	油川 誠
学校教育課学校支援担当主幹 兼教育センター所長	秋山 千幸
生涯学習課文化財保護 担当主幹	山崎 功二
会議に出席した事務局職員	
書記長（教育部長）	岡崎 久詩
書記（教育総務課管理担当）	松井 勉
傍聴人 0人	

令和7年第12回吉川市教育委員会会議 議事日程

日 程	議案等番号	内 容	提出者等
		開会の宣告	教育長
日程第1	—	前回会議録の承認について	〃
日程第2	報告第1号	令和8年度就学予定者の学校選択等による指定校の決定について	〃
日程第3	第34号議案	吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について	〃
日程第4	—	その他	〃
		閉会の宣告	教育長

会議の要点記録

◎開会の宣告（午後3時）

○清水教育長 ただいまから令和7年第12回吉川市教育委員会会議を開会する。

◎日程第1、会議録の承認について

○清水教育長 （議題の宣告）

（採決の宣告・採決・前回会議録は承認）

◎日程第2、報告第1号、令和8年度就学予定者の学校選択等による指定校の決定について

○清水教育長 （議題の宣告及び報告を求める発言）

○岡崎教育部長 報告第1号「令和8年度小学校及び中学校就学予定者に係る学校選択等の状況及び指定校の決定について」を報告させていただく。小学校就学予定者に係る調整選択の申請は17件あったが、いずれも規則の規定に適合した申請内容であったので、全てを認定した。中学校就学予定者に係る学校選択申請は124件であったが、いずれも各校の受入定数内の申請であったので、抽選を行わずに全て認定したものである。詳細については、担当課長より説明をさせていただく。

○野見山副部長兼学校教育課長 内容について補足をさせていただく。小学校就学予定者に係る調整選択の申請は17件あったが、学区境100mを理由とした申請が14件、調整対象区域が3件であった。

続いて、中学校選択制の申請件数の124件については、東中学校から南中学校への選択が1件、東中学校から中央中学校への選択が8件、南中学校から東中学校への選択が1件、南中学校から中央中学校への選択が4件、南中学校から吉川中学校への選択が57件、中央中学校から東中学校への選択が19件、中央中学校から南中学校への選択が31件、吉川中学校から南中学校への選択が3件となっており、申請の主な理由については、資料のとおりであるが、友人関係が38件と最も多い割合を占めている。

続いて、選択各校の受入定数と申請件数についてであるが、東中学校は、受入れ定数34名に対して、20件の転入申請と9件の転出申請により11名の増員となるが、受入定数の範囲内となっている。南中学校については、受入定数46名に対して、35件の転入申請と62件の転出申請により27名の減少となっている。中央中学校については、受入定数32名に対して、12件の転入申請と50件の転出申請により38名の減少となっている。吉川中学校については、受入定数の設定はないが、57件の弾力的運

用地域の方からの転入申請と3件の転出申請により54名の増員となっている。このことから、中学校選択制度申請の決定を加味した各中学校の選択等による見込数は、東中学校80名、南中学校171名、中央中学校145名、吉川中学校307名となる。

今回報告した令和8年度新中学1年生見込数は、11月10日現在の見込によるものであるため、今後は住所異動や私学への就学により、見込数の変動が考えられる。今後とも正確な児童生徒数の把握に努めていく。

○清水教育長（質疑及び意見を許可する発言）

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、報告第1号は、終了とする。

◎日程第3、第34号議案、吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

○清水教育長（議題の宣告及び説明を求める発言）

○岡崎教育部長 第34号議案「吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について」を説明させていただく。本案は、埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則が令和7年9月30日に公布されたことに伴い、本規程の一部を改正するものである。詳細については、担当課長より説明をさせていただく。

○野見山副部長兼学校教育課長 内容について補足をさせていただく。改正の概要としては、学校職員は、部分休業の請求に係る申出又は申出の内容の変更にあたり、第1号部分休業又は第2号部分休業のいずれの部分休業とするか、部分休業申出書により教育委員会に提出しなければならないこととした。また、第1号部分休業を請求する場合は第1号部分休業簿を、第2号部分休業を請求する場合は第2号部分休業簿により、教育委員会に請求しなければならないこととした。本議案は、以上の本規程の一部を改正するものである。

○清水教育長（質疑及び意見を許可する発言）

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第34号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第4、「その他について」

○清水教育長（事務局から報告等がないかの発言）

○岡崎教育部長 令和8年第1回教育委員会会議の開催については、1月23日金曜日に午後1時20分からの関小学校の学校訪問終了後、午後3時から関小学校の会議室を予

定している。

○野見山副部長兼学校教育課長 第9回教育委員会会議において、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部改正を行ったところであるが、吉川市として今年度から導入する学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度、いわゆるフレックスタイム制の運営についてを説明させていただく。

本制度は、一定の期間において、あらかじめ定められた勤務時間の範囲内で日々の始業・終業時刻を調整するものである。県立学校では先行して実施されており、今後、各市町村立学校でも導入が進んでいくものである。しかし、学校現場においては勤務時間を学校職員の申告から割り振ると、授業が成り立たなくなってしまうなど校務の運営に支障が出てしまう可能性が考えられる。そこで、本市の運用については、校長の意見を反映して設計するため教育委員会と校長会の代表でワーキンググループを編成して、協議を進め、令和8年1月1日より運用を開始できるように準備を進めてきた。

まず、本制度は「校務の正常な運営を妨げないと認める場合」に、職員の申告を経て勤務時間を割り振ることができるという点が前提としてある。具体的には、授業及び学校行事に支障がないこと、教科、学年及び校務分掌に係る業務に支障がないこと、部活動及び生徒指導に係る業務に支障がないことから総合的に学校長が判断していく。対象者となるのは、臨時的任用職員、再任用職員及び任期付職員を含み、育児短時間勤務職員を除く県費負担教職員で、申告可能期間は、原則「長期休業期間中」とし、ただし、例外として、部分休業を取得している方や、中学生以下の子育て、家族の介護、そして自身の通院に係る方は、課業日の申請も可能としている。

勤務時間の割り振りについては、1日の勤務時間である7時間45分は変えずに、例えば、勤務開始を30分早め、勤務終了を30分早める割り振りの方法や、勤務開始を1時間遅らせ、勤務終了を1時間遅らせる割り振りなどがある。今後については、本制度の運用実態から必要に応じて運用の見直しを行い、教職員のライフワークバランスを推進していく。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○小林委員 夏季休業期間中の残業は、どのくらいあるのか。

○野見山副部長兼学校教育課長 現在の夏季休業中の教職員の残業は原則ない状況である。

○塩入委員 夏季休業中の先生の仕事をこのように分ける必要はあるのか。

○野見山副部長兼学校教育課長 原則、長期休業中ではあるが、部分休業を取得している方もいることから、このように細かく設定をした。例えば、部分休業の方であって、お迎えは早く行かなくてはいけないんだけど、朝は家族の協力が得られるから早く出

勤できるといった場合に、30分単位で用意しておくことによって、先生方が働き方の時間をずらすことが可能性としてあったので、30分単位のものを作ったところである。夏季休業中だけを取り出すと細かくする必要がないのかもしれないが、それ以外に勤務されている先生方の実態を考慮した上で様々なパターンを作らせていただいたところである。

◎閉会の宣告（午後3時21分）

○清水教育長 以上で本日の議事日程は、すべて終了した。閉会にあたり、荒井教育長職務代理人よりごあいさつをお願いします。

○荒井教育長職務代理人 本日も慎重な審議をいただき感謝申し上げます。大きな事故もなく無事に2学期が終ろうとしており、先生方には感謝申し上げます。今朝、小中学校の体力テストのニュースがあり、全国的に昨年よりも子ども達の体力が向上しているとあった。やはり年齢を重ねるにつれて思うことだが、体力は何よりも大事であり、こどもの頃から体力を付けておくと大人になっても役に立つと思う。学力だけではなく、体力にも力を入れて児童生徒の育成に力を入れていただきたいと感じた。

○清水教育長 これで令和7年第12回吉川市教育委員会会議を閉会とする。

吉川市教育委員会会議規則第24条第2項の規定により署名する。

令和8年1月23日

教 育 長 清水 孝二

教育長職務代理 荒井 一美

委 員 小林 照男

委 員 岡田 早代子

委 員 塩入 英明